

附属書二―B 再製造品

1 第二・十一条（再製造品） 2の規定は、この協定がベトナムについて効力を生ずる日の後三年間は、再製造品の輸入を禁止し、又は制限する同国の措置については、適用しない。その後、同条2の規定は、この附属書の2に規定する場合を除くほか、同国の全ての措置について適用する。

2 第二・十一条（再製造品） 2の規定は、表二―B―1に掲げる産品の輸入に対し、ベトナム政府政令第百八十七号（二千十三年十一月二十日）又はベトナム商工省回章第四号（二千十四年一月二十七日）が定める禁止及び制限については、適用しない。

3 ベトナムは、次のことを行つてはならない。

(a) 再製造品の輸入について、同一の産品が中古のものである場合の輸入について適用する禁止又は制限よりも厳しい禁止又は制限を適用すること。

(b) 一の再製造品の輸入についての禁止又は制限を撤廃した後、当該一の再製造品の輸入について再び禁止又は制限を課すこと。

表二―B―1

二千十二年の統一シス テム	品名
八四一四・五一・九一	―――保護スクリーン付きのもの
八四一四・五一・九九	―――その他のもの
八四一五・一〇・一〇	―――出力が二六・三八キロワット以下のもの
八四一五・一〇・九〇	―――その他のもの
八四一九・一一・一〇	―――家庭用のもの
八四一九・一九・一〇	―――家庭用のもの
八四二一・一二・〇〇	―――衣類脱水機
八四二一・二二・一一	―――家庭用のろ過機

八四二二・九一・一〇	――― 関税品目八四二二・一二・〇〇の産品のもの
八四二二・一一・〇〇	―― 家庭用のもの
八四二二・九〇・一〇	―― 関税品目八四二二・一一の機械のもの
八四五二・一〇・〇〇	―― 家庭用ミシン
八五〇八・一九・一〇	――― 家庭用に適したもの
八五〇八・七〇・一〇	―― 関税品目八五〇八・一一・〇〇又は八五〇八・一九・一〇の真空式掃除機のもの
八七一	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー
八七二二	自転車（運搬用三輪自転車を含むものとし、原動機付きのものを除く。）。ただし、関税品目八七一・〇〇・一〇のレース用自転車を除く。